

広報 あての木園

社会福祉法人 輪島市福祉会が運営する事業

特別養護老人ホーム、短期入所、通所介護、訪問介護、認知症対応型通所介護、在宅介護支援、居宅介護支援、訪問入浴介護、配食、通所型サービス A、通所型サービス C、地域支援

事業所住所 〒929-2378 輪島市三井町小泉上野2番地 ☎0768-26-1661

〒928-0062 輪島市堀町9字25番地 ☎0768-23-4165



正面玄関



正面玄関スロープ



面会スペース(正面玄関前室)



面会スペース(正面玄関)

もくじ

- 「新しい生活様式」に合わせた福祉・介護サービスの模索
- 役員名簿
- 2019年度のあゆみ
- 新型コロナウイルス対策について
- 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
- 石川県福祉サービス第三者評価
- いしかわ魅力ある福祉職場認定
- 令和2年度 事業計画
- 能登地方で震度5強の地震発生
- 特別養護老人ホーム 個別機能訓練加算
- 2019年度 事業報告について
- 2019年度 決算報告について
- 職員募集
- 2019年度 苦情対応・事故対応
- 善意のご寄付者・ご寄贈者
- 付録



三井町の自然豊かな環境



「新しい生活様式」に合わせた福祉・介護サービスの模索

「3つの密」を防ぐ取り組みについて

福祉サービスは対人援助が中心のサービスのため「3つの密」を防ぐ取り組みが困難です。その中で「新しい生活様式」に合わせた福祉サービスを模索していくとが、今後の私たちが取り組むべき課題となります。

そのために、当法人ではICT・IoT導入を勧め、業務改善を図ります。まずは、訪問介護センターの訪問介護員全員にタブレット端末を所持してもらい、訪問先でアクセスを可能とし、ケア内容の申し送り事項の共有、訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等の業務省力化に取り組んでおります。今年度中には特別養護老人ホーム、短期入所センター、デイサービスセンターでタブレット端末導入により訪問介護センターと同様な業務省力化を図りたいと考えております。また、介護人材不足の中、見守り機器の導入も行い、入居者及び利用者の皆様に安心した環境で生活支援に取り組んでいきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染予防のため

職員には、手洗い、消毒、咳エチケット、マスクの着用の徹底をお願いしております。出勤前には、体温を測定してもらい、風邪症状や強いだるさ等がある場合は、休んでもらうようお願いしております。公共交通機関の利用はなるべく避けるようお願いもしております。

また、ご家族の皆さんには感染経路の遮断のために面会制限をお願いしております。今後、面会については、事前の連絡で面会時間の調整、面会者数及び面会時間の制限、面会前のチェックシート確認、検温、感染発生時のため積極的疫学調査への協力の観点から、氏名、来訪日時、連絡先等を記録し、保健所等の指示があれば公表することについてもご協力いただくよう依頼し、面会ができるよう取り組んでまいります。

来訪者・ボランティアについては、今までどおり検温、感染発生時のため積極的疫学調査への協力の観点から、氏名、来訪日時、連絡先等を記録し、保健所等の指示があれば公表することについてもご協力いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染予防のため皆様のご協力をお願いいたします。

令和2年6月
社会福祉法人 輪島市福祉会
理事長 前田 裕子
業務執行理事 谷口 広之



市長へ挨拶

4月7日、前田理事長が輪島市長に就任あいさつに行かれました。

前田理事長より輪島市福祉会の今後の法人運営についての報告、輪島市長より輪島市福祉会に対して期待することなどの意見交換が行われました。



役員名簿

氏名	役職名	備考
杉窪厚子	評議員	
曾又博史	評議員	
細川正雄	評議員	
池端政義	評議員	
中村悦子	評議員	
橋爪美土里	評議員	
橋本幸男	評議員	
田中昭二	評議員	
山岸順子	評議員	
七尾幸子	評議員	

氏名	役職名	備考
前田裕子	理事長	
上畠忠雄	理事	
濱中勝利	理事	
上野吉邦	理事	
今井善弘	理事	
田尻佳代子	理事	
谷口広之	業務執行理事	施設長
向憲龍	監事	
古坊忠善	監事	



2019年度のあゆみ

令和元年7月10日	あての木園 新館居室換気設備改修工事着手～8月10日完了
令和元年7月22日	あての木園 本館廊下改修工事着手～8月22日完了
令和元年7月23日	かがやき健康企業宣言事業所証 全国健康保険協会石川支部
令和元年9月10日	福祉サービス第三者評価受審(特別養護老人ホーム、短期入所センター)
令和2年2月21日	石川県内で新型コロナウイルス(COVID19)感染者初確認
令和2年2月25日	新型コロナウイルス感染防止のため施設内面会制限開始
令和2年3月01日	いしかわ魅力ある福祉職場認定(認定期間 令和5年2月28日)
令和2年3月02日	石川県立学校臨時休校
令和2年3月09日	輪島市内小中学校臨時休校
令和2年3月13日	能登地方震度5強の地震 建物被害有



コロナ禍でのご面会及び医療機関への受診について

① ご面会について (ご協力依頼)

事前に施設に連絡ください。面会は2名までで指定の場所で行います。
 面会時間は10:30～11:30 15:30～16:30の間でお願いします。
 1回の面会時間は20分を目安としております。

①-1 面会時に

手指消毒、体温測定、面会者氏名及び面会者の連絡先を記入していただきます。

①-2 面会者健康チェックシートの確認

ひとつでも該当があればご面会をご遠慮ください

- 発熱している
- 過去2週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去1週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1ヶ月以内に始まった咳がある

- 1ヶ月以内に始まった匂いにくさがある
- 1ヶ月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している

② 医療機関への受診について

医療機関への受診については、定期受診を基本といたします。通常の診察時間以外の受診は極力避けるようにしております。



介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染が拡大する中で、介護現場では最大限の感染予防措置の取り組みを進めていただいておりますが、デイサービスやショートステイにおいては、利用者への安全を第一に考えた利用抑制などを含む厳しい感染予防の取り組みをいただいております。

その結果、このたび、厚生労働省より、デイサービスやショートステイについて介護報酬において特例的な算定を認めることとした旨が、6月1日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol.842）によって示されました。

内容は以下のとおりです。

■ デイサービス 時間ごとの区分について2ランク上の区分を適用

通所系サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護）が提供するサービスにおいては、一定のルールに基づき算出された回数分について、実際に提供したサービス時間区分よりも2ランク上の区分に対応した報酬を算定する取扱いが可能となります。

デイ・ショート算定方法の図（出典：厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い 参考資料

I. 通所系サービス

通所系サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。）が提供するサービスのうち、一定のルールに基づき算出された回数について、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。

例) 通所介護（通常規模型・要介護3）の場合

- 報酬区分を、「2時間以上3時間未満」～「4時間以上～5時間未満」のA群、「5時間以上～6時間未満」～「延長時（13時間以上14時間未満）」のB群に2分。

	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数
A群	2時間以上3時間未満	347単位
	3時間以上4時間未満	472単位
	4時間以上5時間未満	495単位



サービス提供回数のうち、月1回まで2区分上位の報酬区分を算定可能。

	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数
B群	5時間以上6時間未満	765単位
	6時間以上7時間未満	784単位
	7時間以上8時間未満	887単位
	8時間以上9時間未満	902単位
	延長加算（9時間以上10時間未満）	952単位
	延長加算（10時間以上11時間未満）	1,002単位
	延長加算（11時間以上12時間未満）	1,052単位
	延長加算（12時間以上13時間未満）	1,102単位
延長加算（13時間以上14時間未満）	1,152単位	



1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数（端数切上げ）と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能。

※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。

※ 訪問によるサービス提供（居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合）、電話による安否確認（利用者の意向等を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合）は、本取扱いの対象外とし、サービス提供回数に含まない。

■ ショートステイ 緊急短期入所受入加算を算定可能に

短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)においては、一定のルールに基づき算出された日数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いが可能となります。

デイ・ショート算定方法の図(出典:厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

II. 短期入所系サービス

- 短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護。)における1ヶ月のサービス提供日数を3で除した数(端数切上げ)の日数分につき、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。
- なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間(短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数(端数切上げ)と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定する。

例) 短期入所生活介護の場合

- (例1) 短期入所生活介護、単独型(I)、要介護3、1ヶ月のサービス提供日数が10日、加算取得なしの場合
→ 1月のサービス提供日数10日÷3≒4日であるため、4日間緊急短期入所受入加算を算定可能。

基本報酬 (10日分)	+	緊急短期入所受入加算 (4日分)	=	合計
7,650単位		360単位		8,010単位

- (例2) 短期入所生活介護、単独型(I)、要介護3、1ヶ月のサービス提供日数が25日、加算取得なし、緊急入所を行った場合

- ① 利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がない場合
→ 短期入所生活介護を行った日から起算して7日間は、通常どおり緊急短期入所受入加算が算定可能。
→ 残り日数(18日)を3で除した日数は6日であるため、通常どおり算定した日数(7日)と合計して13日分算定が可能。

基本報酬 (25日分)	+	緊急短期入所受入加算 (13日分)	=	合計
19,125単位		1,170単位		20,295単位

- ② 利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合
→ 短期入所生活介護を行った日から起算して14日間は、通常どおり緊急短期入所受入加算が算定可能。
→ 残り日数(11日)を3で除した日数は4日であるが、すでに通常どおり算定した日数が14日であるため、追加算定は不可。

基本報酬 (25日分)	+	緊急短期入所受入加算 (14日分)	=	合計
19,125単位		1,260単位		20,385単位



石川県福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価は、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行い、事業者のサービスの質の向上と利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供するものです。

第三者評価の目的

① サービスの質の向上

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること

② 利用者への情報提供

評価結果が公表されることにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するために必要な情報を提供すること

評価基準について

第三者評価の評価基準は、福祉サービスの今後あるべき姿を示しています。最低基準でも平均的な基準でもない、目標とすべき高い水準を示した基準です。

評価結果について

評価結果は、「総評」と「各評価項目毎の abc とコメント」で表されています。

ただし、評価を受けた事業者を「格付け」「ランク付け」したり、各項目毎の abc で欠点をことさら明確化するものではありません。

評価を受けることで、目標とすべき高い水準に達するために、事業者が改善を要する点に気付き、改善に向けて自己努力を行っていくことが第三者評価の趣旨の一つでもあります。

受けることが任意である第三者評価（認知症高齢者グループホームは原則義務）を受審するという事自体、評価結果にかかわらず、その事業所はより良いサービスを提供していこうと努力しているといえます。

受審結果報告

第三者評価機関名 エイ・ワイ・エイ研究所

第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年7月9日(契約日)～令和1年11月15日 (評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2回(平成21年度)

■ 総評

◇特に評価の高い点

- 施設長が社会福祉法人経営者協議会主催の研修会に参加し、今後の動向把握に努めている。又、施設長が市内の様々な会合（介護保険事業計画策定委員会、地域包括運営協議会、地区の民生委員協議会等）に積極的に参加し、地域の人口動態・課題・福祉ニーズ等を把握している。
- 地域の困り事や福祉ニーズを吸い上げられるよう、高齢者が集う場に出向いたり、民生委員の会議に参加している。地域支援に関する目標を事業計画に明示し、様々な地域貢献事業・活動（しせつの相談窓口、健康づくり教室、月2回の元気デイ、懐かしの映画上映会、認知症カフェ、法人独自の配食サービス、除雪応援隊等）に積極的に取り組んでいる。
- 利用者の安心・安全につながるよう、ひやり・はっと様式や事故発生時の対応マニュアルを整備している。事故対策委員会（月1回）が中心となり、ヒヤリ・ハットや事故の分析、再発防止策の検討、事故防止に関する職員研修を実施している。重大な事故・苦情・感染等、運営に支障をきたす事例が生じた場合はリスクマネジメント委員会（施設長＋各部門責任者）を随時開催し、必要な対策を講じている。
- 歯科医師との定期的な連携や施設内に歯科衛生士を配置し、1日3回、専門的な口腔ケアを実施している。歯科衛生士が利用者一人ひとりの口腔ケアマネジメント計画書や口腔内状況に応じた手技手順を作成（洗面所に貼付）し、職員全体で統一した支援を行っている。

◇改善を求められる点

- 毎年の自己点検や今回の第三者評価で洗い出した課題等を文書化し、職員参画の下で改善策を検討する取り組みが期待される。
- 職員倫理規程に法人が期待する職員像を明示しているが、目標管理の仕組みは未整備となっている。今後、人材育成に繋がるよう、目標管理の仕組みの構築（自己目標の設定、個人面談の機会、達成度の評価等）が期待される。
- 利用者満足度を定期的に把握・評価する仕組み（利用者との定期的な懇談・アンケート調査の実施等）を整え、改善活動に繋げる取り組みが期待される。
- 今後の利用者ニーズに応えられるよう、より効果的に機能訓練に取り組める体制づくり（設備面、リハビリ専門職の配置等）が期待される。

●第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- 福祉サービスの基本方針と組織 ・法人理念の実現に向けて、具体的な目標を設定しPDCAサイクルで実現可能な身近な課題の解決から取り組んでいきたい。
- 組織の運営管理 ・人材確保・育成のため人材育成計画やキャリアパスの階層に応じた目標レベルや育成のための面談などに取り組んでいきたい。
- 適切な福祉サービスの実施・個別の生活支援の取り組み、権利擁護については自己評価を通し課題を見つけ取り組んでいきたい。
 - ・居室、食堂、以外に寛げる空間の整備に取り組みたい。
 - ・機能訓練は人員配置を含めて個別の機能訓練に取り組んでいきたい。
 - ・家族等への信頼関係の維持のため、意見交換や施設の情報提供に今後も取り組んでいきたい。

※評価細目の第三者評価結果（別添）⇒石川県HPに掲載しています



いしかわ魅力ある福祉職場認定

石川魅力ある福祉職場認定に取り組み、令和2年3月1日 認定を受けることができました。（認定の有効期限 2020年3月1日から2023年2月28日まで）

いしかわ魅力ある福祉職場認定制度とは・・・

「福祉は人なり」と言われるように、「人財」なくして福祉の現場は成り立ちません。

増加・多様化する介護・福祉ニーズに対応するため、介護・福祉サービスを支える人材を確保・養成していくことは喫緊の課題となっています。

そこで石川県では、平成29年度から「いしかわ魅力ある福祉職場認定制度」を推進しています。

認定制度は、職員がやりがいを持ち、かつ、安心して働くことができる職場環境づくりに取り組む事業者を石川県が認定する制度です。

業界の「見える化」とレベルアップを目指して

石川県における介護・福祉人材確保対策の要となる施策として、大きな役割を担うことになる認定制度は、事業者自らが人材育成や職場環境の改善に取り組むことを支援するものであり、その目的は大きく2つあります。

①介護・福祉業界の「見える化」を図り、若い世代の参入を促進すること

②人材確保・定着に向けた環境整備を進め、業界全体のレベルアップを図ること

①②の実現に向けて取り組んでいきます。



令和2年度 事業計画



■ 介護老人福祉施設（社会福祉事業）

中期計画：①自立支援介護を継続して取り組み、在宅復帰ができるよう支援します

事業目標：①個別の自律支援の取組

職種	介護職員	看護職員	栄養士(管理)	歯科衛生士	支援専門員	生活相談員	機能訓練指導員
目標	自立支援に向けてADL向上に繋がるケアの実施	自立支援を見据えその人らしさを日常生活に取り入れられる目標を選定しケアできるよう取り組む	利用者に合った食事形態で提供できる	統一した口腔ケアができるよう歯科医師の下個別の口腔ケアに取組む	家族から利用者が元気な時のエピソードやアセスメントを通して人となりを理解する	在宅復帰、他施設にスムーズに入退所できるように連携を図る	多職種協働にて個別機能訓練計画の策定、実施、検証(評価)、課題解決に向けた取組を行う

中期計画：②安らかで不安のない看取りケアに取り組めます

事業目標：②日常的ケアの延長として充実した看取りケアを実践する

職種	介護職員	看護職員	栄養士(管理)	歯科衛生士	支援専門員	生活相談員	機能訓練指導員
目標	多職種と連携し利用者が安心して最期を迎えられるような環境の提供	その人らしく命を全うできるように本人・家族の意向を汲み日常生活を整える	利用者が無理なく食べられるものを提供する	口腔内環境を整え、苦痛のない安楽な口腔ケアと多職種連携に取組む	担当者会議やミーティングを通して共通理解を深める	多職種で説明を行う機会を作り家族理解をより深めるように努める	安楽な姿勢保持、ケア方法など専門職として看取りケアに関わっていく

中期計画：③他職種協働・情報共有・職種間連携・法令順守

事業目標：③人権尊重に取り組む、利用者の満足度調査の実施

職種	介護職員	看護職員	栄養士(管理)	歯科衛生士	支援専門員	生活相談員	機能訓練指導員
目標	各会議を通して多職種と情報共有を行い連携に取組む	利用者の幸福を念頭に多職種の思いを理解し連携・協働のための努力をする	多職種との情報交換を密にする	多職種と情報を共有し、日常生活の維持・向上に向けて口の健康に努める	各職種の意見を尊重し、本院の意思を尊重できるように調整する	職種間でお互いが人権・立場を尊重できる関係性を築き、利用者の人権を尊重し利用者の満足が得られるようにします	多職種からの情報により専門職として判断し、日常生活に即した機能訓練行えるよう職種間連携に取組む

■ 短期入所（社会福祉事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	利用者の状況を常に把握し、変化の早期発見に努め、その状況に応じた自立支援を行う
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	利用者の変化に気を配り、変化が見られた場合は関係機関と連携し、より良い支援の提供を図る
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IoTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	常に問題点や疑問点に着目する姿勢を持ち、職員間で話し合うことでより良いサービスの提供に取組む
④効率的かつ効果的なサービス	③業務の見直し、ICT・IoT	家族を含め他関係機関の意見を傾

スの提供に取り組みます	Tの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	聴し、事業所からも提案することにより効果的なサービス提供につなげる
-------------	--------------------------------	-----------------------------------

■ 通所介護（社会福祉事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・良好な健康状態を保ち、提供される食事がしっかりととれるように支援する
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	・医療・介護の知識を習得し病気の早期発見や対応ができる
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IoTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・利用者の意見や意向を聴き取り話し合いながら、サービスに繋いでいく ・自己研修で知識を広める ・第三者評価の受審
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IoTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・利用者の状況に応じた車輻で速やかな送迎を行い、利用者の負担の軽減を図る

■ 訪問介護（社会福祉事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・ニーズに応じたサービスの提供 ・本人と共に行うサービスにより重度化を防止する
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	・医療等との連携にて、在宅での看取りまでの支援を行う
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IoTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・全職員が希望する研修会に積極的に参加できる
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IoTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	記録業務効率化を図る(ソフトウェア、タブレット端末の導入)、機器操作の習熟

■ 認知症対応型通所介護（社会福祉事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・利用者本人や家族の思いを確認し、目標や課題にあった機能訓練、日常生活動作訓練及び認知機能の低下を遅れさせるような訓練をします ・外出や他者との交流を支援します
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	・医療機関や医療関係者との連携を図り、情報を得ることにより個々の生活機能向上を目指した通所介護計画を作成しサービスを提供し定期的な評価を行います
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IoT	・事業所内外の研修は、利用者への

ます	Tの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	サービスに影響ができないよう積極的に参加できるように努めます ・研修で得た情報は、報告・伝達を確実にし職員間で共有します
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・安心して乗車できるよう、車両点検・清掃を徹底します ・家族不在時は希望しているサービス内容に応じた対応を実施します ・身体状況に合わせた誘導を行い安全の確保をしながら送迎を実施します

■ 在宅介護支援センター（社会福祉事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標	
		三井町	堀町
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・在宅生活を維持するための相談や、筋力の低下の予防を図るよう支援します	・介護予防(健康づくり教室等)の集いの場へ参加、交流を通じた総合相談等の支援と地域包括支援センター等との連携に取り組めます
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	—	—
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・他の事業所と連携し効果的なサービスの向上を図ります	・研修会や講演会等に参加し相談援助の向上を図ります
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・関係機関と連携を図り高齢者が孤立しないよう支援します	・地域の方々(民生委員、グループ等の世話役の方等)との連携

■ 居宅介護支援（公益事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標	
		三井町	堀町
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	課題分析により利用者の心身の状況や環境を把握し、これまでの生活歴や習慣も考慮したうえで、自立支援につながる居宅サービス計画を立案、作成していきます	利用者本人の普段の生活を継続できるよう、家族を含む支援チームで意向を共有し支援する
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	医療機関や指定居宅サービス事業所等と情報を共有し心身の状況の変化への対応や家族の支援などを連携して行っていきます	利用者本人が最後まで自宅で過ごせるよう医療、その他職種が連携し、家族支援も行う
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービス	利用者の立場に立った支援が行えるよう研修に参加し、プライバシー	多様な研修に参加し得た知識を利用者支援に活用する

	スの工夫(送迎、移動時間)	の保護や身体拘束虐待防止等に取り組んでいきます	
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	地域の指定居宅サービス事業所やインフォーマルサービス等と連携し効率的かつ効果的なサービス提供を行います	体調や環境の急な変化にも速やかに対応できるよう多職種で情報共有を行う

■ 訪問入浴介護（公益事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・家族介護者の支援の継続と相談・助言の強化
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	・多職種と連携を密にし、最期まで在宅生活が送れるよう支援する ・家族、本人の意思の尊重、介護支援専門員との連携
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・業務を効率的・効果的に行うため、月1回会議を実施する ・利用者の満足度の確認
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・遠方の利用者宅までの移動時間を工夫する

■ 配食サービス（公益事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・利用者の体調を把握した食事を提供します
②最期まで在宅生活が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅でのIADL活動の支援	—
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・関係者と連携を図り、効果的なサービスの質の向上を図ります
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・各関係機関とスムーズに連携をとりより良いサービスの実施に努めます

■ 通所型サービスA（公益事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・通いの場の参加促進 ・介護予防体操や外出支援にて意欲的に日常生活が送れるように支援する
②最期まで在宅生活	②個別機能訓練、在宅	—

が継続できるように他の関係機関と連携しながら支援します	での I A D L 活動の支援	
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・コミュニケーションを積極的にとり、会話で安らぎのある場所づくり
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・充実感の得られる一日になるよう交流や運動への参加を促す

■ 通所型サービスC（公益事業）

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・通いの場の参加促進
②最期まで在宅生活が続けられるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅での I A D L 活動の支援	—
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・専門職との連携を図ります
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・関係機関との連携を図りスムーズにサービスの利用ができるように支援します

■ 地域支援事業（法人独自の取組）

健康づくり教室、介護教室、除雪応援隊、映画上映会、認知症カフェ、しせつの窓口

中期計画	事業目標	令和2年(2020)度の事業目標
①利用者の自立支援、尊厳保持、生活の質向上	①日常生活支援総合事業の取組	・通いの場の参加促進
②最期まで在宅生活が続けられるように他の関係機関と連携しながら支援します	②個別機能訓練、在宅での I A D L 活動の支援	—
③サービスの質の向上を図ります	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・各関係機関と連携を図りサービスの質の向上を図ります
④効率的かつ効果的なサービスの提供に取り組みます	③業務の見直し、ICT・IOTの活用、効率的かつ効果的なサービスの工夫(送迎、移動時間)	・包括支援センターや民生委員との連携を図り支援していきます



能登地方で震度5強の地震発生 3月13日 午前2時18分

散乱した書類



防火水槽のマンホールが持ち上がる



受水槽の給水パイプ外れ水漏れ



災害はいつ発生するかわかりません。
大規模災害や災害対応も今後の大きな課題です。



特別養護老人ホーム 個別機能訓練加算

令和2年4月より常勤の機能訓練指導員(作業療法士)を採用したことに伴い、5月より個別機能訓練加算を算定するにいたします。

入居者の生活の質の向上を目指した自律支援に取り組みます。

(参考)

個別機能訓練加算 12単位/日

算定要件

- ・常勤専従の機能訓練指導員を1以上配置すること
- ・入所者が100名を超える場合は、常勤換算数で入所者÷100以上の機能訓練指導員を配置すること
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること
- ・開始時及び3月に1回以上入所者に個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していること



2019年度 事業報告 について

1) 法人関係

1. 基本的事項 法人理念 「尊厳」「共生」「向上」

「尊厳」では、災害備品の購入、施設内の換気扇を更新しました。

「共生」では、しせつの窓口の継続、杉平地区における事業所開設の検討に取り組みました。しかしながら2月下旬からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて地

域支援の活動は自粛せざるを得なくなりました。

「向上」では、居宅サービスの安定した提供、施設サービスでは入居者の状況に応じた施設利用を勧め、看取りケアの充実、第三者評価の受審を受けました。

「人材」では、いしかわ魅力ある福祉職場の認定、作業職員の採用に取り組みました。

2. 理事会・評議員会の開催状況

第1回 理事会 令和元年6月11日(火曜日)

理事総数 8名中 8名出席 監事総数 2名中 2名出席

第2回 理事会 令和元年6月25日(火曜日)

理事総数 8名中 7名出席 監事総数 2名中 2名出席

第3回 理事会 令和元年10月18日(金曜日)

理事総数 8名中 8名出席 監事総数 2名中 2名出席

第4回 理事会 令和2年3月6日(金曜日)

理事総数 8名中 8名出席 監事総数 2名中 2名出席

第5回 理事会 令和2年3月20日(金曜日)

定時評議員会 令和元年6月25日(火曜日)

評議員総数 10名中 7名出席 理事 1名、監事 1名出席

第2回 評議員会 令和2年3月19日(木曜日)

評議員総数 10名中 10名出席 理事 1名出席

3. 法人監査

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度

実施日 令和元年5月29日(水曜日)

4. 財務運営

独立行政法人福祉医療機構より借入(平成11年4月12日付金銭消費貸借契約による債権額金224,000,000円)は、平成31年4月1日をもって完済となりました。

2) 施設・在宅サービス提供状況

1. 施設サービス関係

(特別養護老人ホーム 入所定員100名、併設短期 定員20名)

2019年度の延べ利用者数は36,199人、一日平均98.9であり、併設短期入所の延べ利用者数は6,220人、一日平均16.99人でした。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019
特養	35,206	35,118	35,853	35,435	35,781	35,543	35,791	36,095	36,199
短期	7,242	7,195	7,532	7,649	7,349	7,527	7,622	7,452	6,220
合計	42,448	42,313	43,385	43,084	43,130	43,070	43,413	43,547	42,419

■特別養護老人ホーム 延べ利用者数一覧

月	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	日	一日平均
4月	0	219	571	847	1,313	2,950	30	98.33
5月	0	248	620	956	1,239	3,063	31	98.81
6月	0	240	529	969	1,249	2,987	30	99.57

7月	0	279	572	1,044	1,209	3,104	31	100.13
8月	0	279	620	960	1,223	3,082	31	99.42
9月	1	270	604	981	1,106	2,962	30	98.73
10月	0	310	603	992	1,165	3,070	31	99.03
11月	0	270	634	881	1,184	2,969	30	98.97
12月	0	279	631	956	1,168	3,034	31	97.87
1月	31	278	624	1,003	1,125	3,061	31	98.74
2月	29	232	590	992	1,010	2,853	29	98.38
3月	31	217	664	1,107	1,045	3,064	31	98.84
合計	92	3,121	7,262	11,688	14,036	36,199	366	98.90
割合	0.25%	8.62%	20.06%	32.29%	38.77%	100.00%		

2. 在宅サービス関係

■訪問介護（訪問介護、訪問介護相当サービス）

前年度比較(2019年度－H30年度)

介護保険	82		総合事業	30		訪問回数	2,039		
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019
介護保険	303	213	217	288	302	361	402	429	511
介護予防	68	49	22	35	62	68	57	—	—
総合事業	—	—	—	—	—	—	50	108	138
訪問回数	5,229	2,560	2,312	4,477	6,487	8,401	8,551	8,741	10,780

■通所介護（通所介護、通所介護相当サービス） 定員 30名

前年度比較(2019年度－H30年度)／2019年度 利用率 64.63%

介護保険	161	総合	-189	合計	-28	一日平均	-0.03		
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019
介護保険	5,235	4,792	4,643	5,020	4,625	4,880	4,760	5,068	5,229
介護予防	1,812	1,547	1,691	1,223	1,300	1,215	422	—	—
総合事業	—	—	—	—	—	—	585	912	723
合 計	7,047	6,339	6,334	6,243	5,925	6,095	5,182	5,980	5,952
一日平均	21.23	19.21	19.37	20.27	19.11	19.72	18.79	19.42	19.39

■認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護） 定員 12名

前年度比較(2019年度－H30年度)／2019年度 利用率 83.33%

介護保険	-196	介護予防	28	合計	-168	一日平均	-0.7	
年 度	H28		H29		H30		2019	
介護保険	1,054		2,333		2,317		2,121	
介護予防	217		343		400		428	
合 計	1,271		2,676		2,717		2,549	
一日平均	7.75		10.58		10.70		10.00	

■訪問入浴介護（介護予防訪問入浴 輪島市身体障害訪問入浴）

前年度比較(2019年度－H30年度)

介護	75	予防	-8	市委託	16	合計	83	一日平均	0.29
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019
介護	931	656	630	603	833	624	607	865	940
予 防	0	0	0	0	0	0	0	8	0
委 託	0	0	0	0	0	44	58	52	68
合 計	931	656	630	603	833	668	665	925	1,008
一日平均	3.50	2.50	2.40	2.30	3.20	2.50	2.50	3.59	3.88
備 考	三井町	三井町	三井町	三井町	三井町	三井町	堀町	堀町	堀町

■ 居宅介護支援

前年度比較(2019年度－H30年度)

介護保険	153		介護予防		38		訪問調査		14
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019
介護(三井)	1,127	1,026	999	900	946	1,051	1,165	—	944
介護(堀)	—	—	—	—	—	—	—	—	503
介護合計	1,127	1,026	999	900	946	1,051	1,165	1,294	1,447
予防(三井)	244	220	259	256	344	361	340	—	188
予防(堀)	—	—	—	—	—	—	—	—	117
予防合計	244	220	259	256	344	361	340	267	305
調査(三井)	105	77	90	109	99	110	108	—	102
調査(堀)	—	—	—	—	—	—	—	—	70
調査合計	105	77	90	109	99	110	108	158	172

3) 地域支援関係

■ 在宅介護支援

前年度比較(2019年度－H30年度)

相談件数	-53		三井		-30		鳳至・鶴巣		-23
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019		
相 談 件 数	9	6	253	287	438	442	389		
上記の内訳									
三井・河原田	—	—	253	—	—	—	—		
三 井	—	—	—	266	291	268	238		
鳳 至 ・ 鶴 巣	—	—	—	21	147	174	151		

■ 配食サービス

前年度比較(2019年度－H30年度)

指定	427	法人独自	-18	合計	409	一日平均	1.07
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019
輪 島 市 指 定	758	1,955	4,591	4,820	5,342	5,674	6,101
法 人 独 自	67	82	86	40	0	38	20
合 計	825	2,037	4,677	4,860	5,342	5,712	6,121

実 施 日	335	365	366	365	365	365	366
一 日 平 均	2.46	5.58	12.78	13.32	14.64	15.65	16.72

■通所型サービス A

前年度比較(2019年度－H30年度)

通所型A	44			法人独自			-17		合計		27
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019		
介護予防普及啓発	—	—	—	—	44	—	—	—	—		
通所型介護予防	219	251	233	293	206	427	—	—	—		
通 所 型 A	—	—	—	—	—	—	816	1,077	1,121		
法 人 独 自	—	—	—	—	—	—	155	413	396		
合 計	219	251	233	293	250	427	971	1,490	1,517		

■通所型サービス C

前年度比較(2019年度－H30年度)

通所型サービスC	-139				
年 度	H27	H28	H29	H30	2019
筋力向上トレーニング	95	268	—	—	—
通 所 型 サ ー ビ ス C	—	—	269	235	96

4) 法人独自の自主活動

■健康づくり教室、懐かし絵の映画上映会、グリーンカフェ

前年度比較(2019年度－H30年度)

教室	-2		上映会			10		カフェ		-2	
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019				
健康づくり教室(三井)	3	3	45	47	51	63	49				
健康づくり教室(堀)	—	—	—	—	15	10	22				
健康づくり教室計	3	3	34	47	66	73	71				
懐かしの映画上映会(三井)	4	4	10	11	20	9	2				
懐かしの映画上映会(堀)	—	—	—	—	10	13	30				
懐かしの映画上映会計	4	4	10	11	30	22	32				
グリーンカフェ(三井)	—	—	—	—	—	11	11				
グリーンカフェ(堀)	—	—	—	—	—	24	22				
グリーンカフェ(計)	—	—	—	—	—	35	33				

■しせつの窓口

前年度比較(2019年度－H30年度)

活動日	-35			来客数			-98			相談件数			-15	
2019(令和元年)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
活 動 日	14	16	18	17	18	17	15	18	16	16	12	0	177	
来 客 数	8	10	14	8	14	11	8	14	16	3	12	0	118	
相 談 件 数	2	0	2	1	0	0	0	2	0	1	0	0	8	



2019年度 決算報告について

貸借対照表
(令和2年3月31日現在)

科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	322,960,263	313,726,910	9,233,353	流動負債	26,418,398	32,149,934	-5,731,536
現金	49,302	42,818	6,484	事業未払金	10,057,003	9,249,666	807,337
預金	221,580,675	210,195,294	11,385,381	その他の未払金	9,099,692	9,479,323	-379,631
事業未収金	101,152,991	103,151,279	-1,998,288	預り金	1,004,099	4,135,039	-3,130,940
立替金	177,295	337,519	-160,224	職員預り金	6,257,604	9,285,906	-3,028,302
固定資産	1,338,521,223	1,383,693,589	-45,172,366	固定負債	0	11,200,000	-11,200,000
基本財産	605,504,286	640,410,269	-34,905,983	設備資金借入金	0	11,200,000	-11,200,000
建物	605,504,286	640,410,269	-34,905,983	負債の部合計	26,418,398	43,349,934	-16,931,536
その他の固定資産	733,016,937	743,283,320	-10,266,383	純資産の部			
土地	0	0	0	基本金	215,509,000	215,509,000	0
建物	279,722,384	303,476,302	-23,753,918	第1号基本金	215,509,000	215,509,000	0
構築物	1,076,201	1,141,001	-64,800	国庫補助金等特別積立金	332,025,388	356,719,893	-24,694,505
機械及び装置	49,209,458	45,463,849	3,745,609	その他の積立金	352,670,000	341,970,000	10,700,000
車輛運搬具	12,377,940	15,290,118	-2,912,178	施設拡充等積立金	344,670,000	333,970,000	10,700,000
器具及び備品	35,794,654	32,879,350	2,915,304	輪島市福祉会基金	8,000,000	8,000,000	0
ソフトウェア	2,166,300	3,062,700	-896,400	次期繰越活動収支差額	734,858,700	739,871,672	-5,012,972
施設拡充等積立預金	344,670,000	333,970,000	10,700,000	(うち当期活動収支差額)	5,687,028	-9,117,574	14,804,602
輪島市福祉会基金	8,000,000	8,000,000	0	純資産の合計	1,635,063,088	1,654,070,565	-19,007,477
資産の部合計	1,661,481,486	1,697,420,499	-35,939,013	負債及び純資産の部合計	1,661,481,486	1,697,420,499	-35,939,013

資金収支計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

事業活動計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	673,290,127
		借入金利息補助金収入	5,402
		経常経費寄附金収入	385,000
		受取利息配当金収入	2,721
		その他の収入	523,763
		事業活動収入計(1)	674,207,013
	支出	人件費支出	427,521,234
		事業費支出	75,679,185
		事務費支出	104,659,592
		利用者負担軽減額	453,513
支払利息支出		117,600	
事業活動支出計(2)	608,431,124		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		65,775,889	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	625,000
		施設整備等補助金収入計(4)	625,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出	11,200,000
		固定資産取得支出	29,536,000
施設整備等支出計(5)		40,736,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-40,111,000	
その他の活動による収支	収入	サービス区分間繰入金収入	26,500,000
		その他の活動収入計(7)	26,500,000
		積立資産支出	10,700,000
	支出	サービス区分間繰入金支出	26,500,000
		その他の活動支出計(8)	37,200,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-10,700,000	
予備費支出(10)		0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		14,964,889	
前期末支払資金残高(12)		281,576,976	
当期末支払資金残高(11)+(12)		296,541,865	

サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	673,290,127
		経常経費寄附金収益	385,000
		サービス活動収益計(1)	673,675,127
		人件費	427,521,234
	費用	事業費	75,679,185
		事務費	104,659,592
		利用者負担軽減額	453,513
		減価償却費	85,408,352
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-24,694,505
		サービス活動費用計(2)	669,027,371
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		4,647,756	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	5,402
		受取利息配当金収益	2,721
		その他のサービス活動外収益	523,763
	費用	支払利息	117,600
		サービス活動外費用計(5)	117,600
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		5,062,042	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	625,000
		その他の特別収益	26,500,000
		特別収益計(8)	27,125,000
	費用	固定資産売却損・処分損	14
		その他の特別損失	26,500,000
		特別費用計(9)	26,500,014
特別増減差額(10)=(8)-(9)		624,986	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		5,687,028	
繰越活動増減差額の部	前期末繰越活動増減差額(12)	739,871,672	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	745,558,700	
	基本金取崩額(14)	0	
	その他の積立金取崩額(15)	0	
	その他の積立金積立額(16)	10,700,000	
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		734,858,700	

職員募集

(令和3年4月1日採用含む)

高齢化率40%を超えた地域の高齢者を支えるために・・・

働きながら資格を取得するための助成制度や研修制度もあります



● **社会人** 随時募集 随時採用

職種	人数	事業所	資格等の要件
介護職員	3	特別養護老人ホーム	年齢：～65歳未満、学歴：不問、普通自動車免許、介護福祉士(望む)、介護福祉士受験資格(望む)、介護職員初任者研修課程修了(望む)
機能訓練指導員	2	特別養護老人ホーム、デイサービスセンター	年齢：～65歳未満、学歴：不問、理学療法士・作業療法士(いずれか必須)、普通自動車免許
看護師及び准看護師	2	特別養護老人ホーム、短期入所センター、デイサービスセンター	年齢：～65歳未満、学歴：不問、看護師(必須)、准看護師(必須)、普通自動車免許

● **令和3年4月1日採用 高校新卒者**

職種	人数	事業所	資格等の要件
介護職員	3	特別養護老人ホーム	学校推薦(要)

● **臨時職員** 随時募集 随時採用 勤務時間は相談に応じます

職種	人数	事業所	資格等の要件
介護職員	2	特別養護老人ホーム	年齢：不問、学歴：不問、普通自動車免許
登録ヘルパー	2	訪問介護センター	年齢：不問、学歴：不問、普通自動車免許、介護職員初任者研修課程修了(必須)
機能訓練指導員	2	特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、認知症対応型デイサービス	年齢：不問、学歴：不問、普通自動車免許、理学療法士・作業療法士(いずれか必須)
看護師及び准看護師	2	特別養護老人ホーム、短期入所センター、デイサービスセンター、訪問入浴介護センター	年齢：不問、学歴：不問、普通自動車免許、看護師(必須)、准看護師(必須)
作業職員(介護助手)	2	特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、認知症対応型デイサービス	年齢：不問、学歴：不問、普通自動車免許

特記事項

- ・試用期間 6ヶ月
- ・年間休日 115日
- ・リフレッシュ休暇 年間3日
- ・退職金上乘制度あり
- ・年次有給休暇の積立制度 (最高40日の積立可能)
- ・三井町と堀町に事業所があるので転勤の可能性あり



2019年度 苦情対応・事故対応

苦情の受付状況		事故報告の状況	
苦情受付件数	9 件	特別養護老人ホーム	11 件
苦情の内容(上記の内訳)		短期入所(ショート)	0 件
ア ケアの内容に関わる事項	5 件	通所介護(デイ)	0 件
イ 職員の言動又は態度	3 件	訪問介護(ヘルパー)	0 件
ウ 個人の嗜好・選択に関わること	1 件	訪問入浴介護	0 件
エ 制度,施策,法律に関わること	0 件	居宅介護支援事務	0 件
オ その他	0 件	在宅介護支援	0 件
改善状況		認知症対応型通所介護	0 件
ア 改善した	9 件	転倒・骨折	10 件
イ 改善に向けて取り組み中	0 件	窒息	1 件
ウ その他	0 件	火傷	1 件

■ 苦情受付窓口

三井町		堀町	
苦情解決責任者(施設長)	谷口広之	苦情解決責任者(センター長)	尾野雅美
特別養護老人ホーム	寺田美代	認知症対応型デイ	栃木翔太
短期入所センター	紺谷秀明	元気デイ	坂本匡
デイサービスセンター	地原照子	訪問入浴介護センター	白崎貴夫
訪問介護センター	増田美奈子	居宅介護支援事務所	立野早苗
居宅介護支援事務所	坂井利文		
配食サービス	池上清隆		



善意のご寄付者ご寄贈者

○ 箸匠倶楽部 様 ○ 隅 和範 様 ○ 輪島ロータリークラブ 様 ○ 松下英樹 様 ○ 輪島市立三井小学校 様 ○ 石川医療器株式会社 様 ○ JA おおぞら 女性組織協議会 様 ○ 社会福祉法人 北國新聞厚生文化事業団 様 ○ 旭岡 琢也 様 ○ 坂本 ちよ子 様 ○ 中谷 良雄 様 ○ 筒井 富枝 様 ○ 高森 孝 様 ○ 山崎 豊子 様 ○ 中島 喜久子 様 ○ 輪島市 様 ○ ライオンズクラブ国際協会 様 ○ 社会福祉法人輪島市社会福祉協議会 様 ○ 山岸 錦仗 様

社会福祉法人 輪島市福祉会

(法人本部)

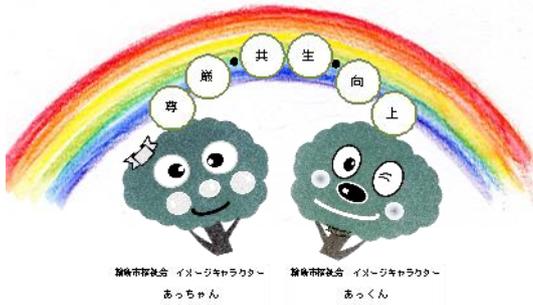
〒929-2378

石川県輪島市三井町小泉上野2番地

電話番号 0768-26-1661 FAX 番号 0768-26-1751

メールアドレス atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

Hp <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>



(付録)

輪島市内の介護サービス提供事業所を紹介 します。適切に選んでご利用ください。

参考(ワムネットは、介護・福祉・医療などの制度解説や研修セミナー情報など、福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイトです。独立行政法人福祉医療機構が運営しています。)

ワムネット <http://www.wam.go.jp/>より

参考(石川県健康福祉部長寿社会課 高齢者施設・事業所一覧より) 令和2年4月1日現在

居宅介護支援

自宅で自立した生活するためのケアプランの作成やサービスの調整

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

制度上「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者（入居者）も利用します。

○居宅介護支援事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
輪島診療所介護相談センター	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
介護老人保健施設 百寿苑	気勝平町1番28	22-9923	22-9975
あての木園居宅介護支援事務所	三井町小泉上野2番地	26-1661	26-1751
指定居宅介護支援事業所 ひなたぼっこ	山本町矢本前17番2	23-1188	23-1133
みやび居宅介護支援事業所	町野町寺地1027番地	32-0125	32-0126
輪島市社会福祉協議会 介護安心センター	河井町20部1番1地	22-9838	22-4773
あかかみ居宅サービスセンター	門前町赤神10の1番地	45-1249	45-1240
ゆきわりそう居宅介護支援事業所	門前町深田ろ6番地	42-3333	42-0892
ケアサービス みんなの詩	宅田町25字4番10	22-8989	22-4949
あての木園ふげし居宅介護支援事務所	堀町9字25番地	23-4165	23-4166

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域で24時間、安心して暮らすためのサービス

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
コールナウ みんなの詩	堀町12字6番地	22-1313	22-9700

認知症対応型通所介護

認知症の方に対するデイサービス(日帰りサービス)

老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

○認知症対応型通所介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
デイひなたぼっこ	山本町矢本前15番地2	23-1184	23-1133
あての木園ふげしデイサービスセンター	堀町9字25番地	23-4165	23-4166

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、訪問や宿泊を組み合わせたサービス

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

○小規模多機能型居宅介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
さくらの里	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
ケアほーむ もんぜん楓の家	門前町道下よ27番地	42-2101	42-2102
小規模多機能ホーム 福祉の杜	山岸町い26-2	22-0008	23-0008
ケアホーム みんなの詩	堀町12字6番地	22-9600	22-9700
みんなの詩サテライト 笑ちゃげや	河井町1部173番7	22-3366	22-4433

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

少人数の家庭的な雰囲気の中での共同生活を支援するサービス

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

○認知症対応型共同生活介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
グループホーム ひなたぼっこ	山本町矢本前17番2	23-1188	23-1133
グループホーム陽だまりの家	門前町赤神10の1番地	45-1249	45-1240
グループホーム もんぜん楓の家	門前町道下よ25番地	42-2677	42-2678
グループホーム 福祉の杜	山岸町い26-2	22-0008	23-0008
鶴の恩返しホーム輪島	渋田町テ部16番地1	34-1388	34-1389

地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

小規模の老人デイサービスセンターなどにおいて日帰りで介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

○地域密着型通所介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
通所介護 さくらの木	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
笑い家デイサービス みはらしの家	市ノ瀬町12-177	22-3796	22-3797
デイサービスセンター 福祉の杜	山岸町い26番地2	22-0008	23-0008
B's WAJIMA デイサービスセンター	河井町忒部210番地	23-4895	23-4896

地域包括支援センター

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、包括的支援事業などを地域で一体的に実施する役割を担います。

具体的には、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を地域で一体的に実施します。

また、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などを配置し、多職種との協働による地域包括支援ネットワークを構築するため、介護サービ

スに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどさまざまな社会資源が有機的に連携することができるようにします。さらに、指定介護予防支援として介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。

このほか、自立している一般高齢者に対する介護予防講習会などによる介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における介護予防に関する自主的な活動への支援などの介護予防事業、および市町村が地域の実情に応じ、要介護被保険者を介護する人、その他個々の事業に対し、介護給付など費用適正化、家族介護支援などの任意事業も実施します。

なお、設置主体は市町村です。

○輪島市地域包括支援センター一覧

名 称		住 所	TEL	FAX	運営主体等
地域包括支援センター		河井町2部287番地1	23-1174	23-1138	輪島市
サブセンター	東部支所	町野町粟蔵川原田22-1	32-1838	32-1231	
	門前支所	門前町走出6の69番地	42-9918	42-3579	

訪問介護（ホームヘルプ）

住み慣れた家で利用できる基本サービス

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

身体介護とは利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作(ADL)や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービスです。

生活援助とは身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人若しくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

○訪問介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
ヘルパーステーション さくら	堀町1字13番2	23-8687	23-8555
あての木園訪問介護センター	三井町小泉上野2番地	26-1661	26-1751
輪島市社会福祉協議会 ヘルパーステーションほほえみ	河井町13部120番地1	22-9838	22-4773
訪問介護サービスセンターあかかみ	門前町赤神10の1番地	45-1249	45-1240
ホームヘルプセンター 福祉の杜	山岸町い26番地2	22-0088	23-0008

訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

○訪問入浴介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
訪問入浴 さくらの湯	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
あての木園訪問入浴介護センター	堀町9字25番地	23-4165	23-4166
訪問入浴介護サービスセンターあかかみ	門前町赤神10の1番地	45-1249	45-1240

訪問看護

自宅での療養生活を支えるサービス

医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

○訪問看護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
伊藤医院	水守町中ノ瀬4-8	22-2313	23-8953
輪島診療所	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
医療法人社団フナキ船木クリニック	釜屋谷町3字5番地	23-0866	
大和医院	門前町字道下7の6番地	43-1323	43-1383
山岸医院	門前町本市11の8番地1	42-1565	42-3766
医療法人社団 定梶医院	門前町剣地タの24番地	45-1351	45-1718
市立輪島病院	山岸町は1番1	22-2222	23-0668
栗倉医院	町野町栗蔵ホ部19番地甲	32-0018	
宮下医院	三井町長沢6の12	26-1311	
たくだ皮ふ科クリニック	宅田町九字23番1	23-4335	
永井医院	鳳至町下町88番地	22-0032	
瀬戸医院	門前町館ニの12	42-0023	
輪島訪問看護ステーション	河井町24部11番地	22-7505	22-7534
訪問看護ステーション みなぎ	釜屋谷町六字30番地4	23-4411	23-0063

訪問リハビリテーション

利用者の居宅でリハビリを行うサービス

医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

○訪問リハビリテーション事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
伊藤医院	水守町中ノ瀬4-8	22-2313	23-8953
輪島診療所介護相談センター	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
医療法人社団フナキ船木クリニック	釜屋谷町3字5番地	23-0866	
医療法人社団 定梶医院	門前町剣地タの24番地	45-1351	45-1718
市立輪島病院	山岸町は1番1	22-2222	23-0668
粟倉医院	町野町粟蔵ホ部19番地甲	32-0018	
宮下医院	三井町長沢6の12	26-1311	
たくだ皮ふ科クリニック	宅田町九字23番1	23-4335	
永井医院	鳳至町下町88番地	22-0032	
瀬戸医院	門前町館ニの12	42-0023	

居宅療養管理指導

安心して療養生活を送るためのサービス

在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

○居宅療養管理指導事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
伊藤医院	水守町中ノ瀬4-8	22-2313	23-8953
輪島診療所	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
医療法人社団フナキ船木クリニック	釜屋谷町3字5番地	23-0866	
大和医院	門前町字道下7の6番地	43-1323	43-1383
山岸医院	門前町本市11の8番地1	42-1565	42-3766
医療法人社団 定梶医院	門前町剣地タの24番地	45-1351	45-1718
市立輪島病院	山岸町は1番1	22-2222	23-0668
粟倉医院	町野町粟蔵ホ部19番地甲	32-0018	
宮下医院	三井町長沢6の12	26-1311	
たくだ皮ふ科クリニック	宅田町九字23番1	23-4335	
永井医院	鳳至町下町88番地	22-0032	
瀬戸医院	門前町館ニの12	42-0023	
廣江歯科	町野町鈴屋ユ部64番地1	32-0418	32-0955
角歯科医院	河井町2部106番地	22-7727	

ながい歯科医院	鳳至町畠田3-75	22-8241	22-6199
笹谷歯科医院	河井町3部167番地	22-0338	23-8338
北野歯科医院	二ツ屋町4字2番地5号	22-9080	22-4520
矢間デンタルクリニック	河井町13部125番地	22-9355	22-9504
いわい歯科クリニック	町野町広江7部75番地1	32-1632	32-1633
マルト歯科医院	門前町走出2-90-4	42-0500	42-0031
松原歯科医院	門前町清水3-41-1	42-0642	42-1880
山 昌平歯科医院	鳳至町(上町)18-1	22-0418	
南歯科医院	鳳至町上町82番地丁	22-0159	
笹谷歯科医院	河井町3部167番地	22-0338	
山口歯科医院	堀町3字16番地2	22-0828	
日本調剤ワイプラザ薬局	宅田町48番地1	23-0772	23-0774
日本調剤輪島薬局	宅田町38番地3	23-0766	23-0768
門前薬局	門前町門前1994番邸	42-0077	42-0967
にじいろ薬局	鳳至町下町164番地4	22-0023	22-0233
日本調剤 門前町薬局	門前町道下七7-1	43-1820	43-1821
日吉薬局	河井町1部64番地1	22-0355	
クスリのアオキ輪島薬局	宅田町58番地	23-0202	
輪島菜の花薬局	釜屋谷町1字24番3号	23-8360	
輪島あおぞら薬局	山岸町は27番地	23-8008	
トマト薬局	門前町本市22-1	42-3220	
ピスコまちの薬局	町野町粟蔵ホ22-1	32-0205	
劔地あおぞら薬局	門前町劔地タ96	45-8888	

通所介護（デイサービス）

老人デイサービスセンターなどにおいて日帰りで介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

○通所介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
あての木園デイサービスセンター	三井町小泉上野2番地	26-1661	26-1778
みやびデイサービスセンター	町野町寺地1027番地	32-0006	32-0200
デイサービスセンターあかかみ	門前町赤神9の1番地	45-1249	45-1240
デイサービスセンターゆきわりそう	門前町深田22の42番地	42-3333	42-0892

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などにおいて日帰りリハビリを行うサービス

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

○通所リハビリテーション事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
輪島診療所	堀町1字13番2	23-8686	23-8555
医療法人社団フナキ船木クリニック	釜屋谷町3字5番地	23-0866	
大和医院	門前町字道下7の6番地	43-1323	43-1383
市立輪島病院指定通所リハビリテーション事業所	山岸町は1番1地	22-2222	23-0634
粟倉医院	町野町粟蔵ホ部19番地甲	32-0018	
宮下医院	三井町長沢6の12	26-1311	
たくだ皮ふ科クリニック	石宅田町九字23番1	23-4335	
永井医院	鳳至町下町88番地	22-0032	
瀬戸医院	門前町館二の12	42-0023	
介護老人保健施設 百寿苑	気勝平町1番28	22-9922	22-9975

短期入所生活介護事業（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所してもらい介護する家族の負担軽減を図るサービス

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり介護負担の軽減を図ることができます。

また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

○短期入所生活介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
あての木園短期入所センター	三井町小泉上野2番地	26-1661	26-1751
ユニット型特別養護老人ホーム みやび 短期入所	町野町寺地1027番地	32-0006	32-0200
短期入所生活介護センターあかかみ	門前町赤神10の1番地	45-1249	45-1240
ショートステイゆきわりそう	門前町深田22の42番地	42-3333	42-0892
ショートステイ 海と空	釜屋谷町六字30番地4	23-4455	23-0063

短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所してもらい介護する家族の負担軽減を図るサービス

介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり介護負担の軽減を図ることができます。

また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

○短期入所療養介護事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
市立輪島病院	山岸町は1番1	22-2222	23-0668
介護老人保健施設 百寿苑	気勝平町1番28	22-9922	22-9975

福祉用具貸与

日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービス

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。また在宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担っています。

○福祉用具貸与事業所事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
有限会社 ライフサポート	山岸町い47番2	22-1500	22-1513
株式会社 森谷寝具店 ヘルスサポートけんねる メディカルサービス事業部	河井町3部199番地の1	22-5650	22-5651

特定福祉用具販売

日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービス

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行っています。

○特定福祉用具販売事業所一覧（休止中除く）

事業所名	事業所住所	TEL	FAX
有限会社 ライフサポート	山岸町い47番2	22-1500	22-1513
株式会社 森谷寝具店 ヘルスサポートけんねる メディカルサービス事業部	河井町3部199番地の1	22-5650	22-5651

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。また、定員29人以下の小規模で運営される地域密着型介護老人福祉施設もあり、少人数の入所者に対して介護老人福祉施設と同様のサービスを提供します。

○特別養護老人ホーム一覧

施設名	住所	定員		TEL	FAX
		入所	ショート		
あての木園	三井町小泉上野2	100	20	26-1661	26-1751
あかかみ	門前町赤神10-1	85	20	45-1249	45-1240
みやび	町野町寺地1027	60	5	32-0006	32-0200
ゆきわりそう	門前町深田22-42	80	20	42-3333	42-0892

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

少人数の特別養護老人ホームの入所者に対するサービス

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

○特別養護老人ホーム一覧

施設名	住所	定員		TEL	FAX
		入所	ショート		
福祉の杜(地域)	山岸町い26-2	29	0	22-0008	23-0008
第2ゆきわりそう(地域)	門前町深田ろ6	29	0	42-3333	42-0892
輪島荘(地域)	光浦町49-21	29	0	23-0172	23-0161

介護老人保健施設

リハビリなどで自立を支援し、家庭への復帰を目指すための施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

なお、今般の地域包括ケア強化法による改正を受けて、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援を行う役割についても明示され、在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設として、あらた

めて位置づけられました。

○介護老人保健施設

施設名	住所	定員	TEL	FAX
百寿苑	気勝平町 1 - 2 8	104	22-9922	22-9975

養護老人ホーム

自宅での生活が困難な高齢者がサポートを受け生活する施設

65 歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活に必要な便宜を提供することにより養護を行う施設です。

身の回りのことは自分でできる方が対象であり、自立した生活が継続できるよう、構造や設備の面で工夫されています。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおける入居者の日常生活を支えるサービス

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

○養護老人ホーム一覧

施設名	住所	定員	TEL	FAX	左のうち特定施設入居者生活介護
ふるさと能登	気勝平町 1-270	50	23-0001	23-0031	—

有料老人ホーム

民間が運営する高齢者が生活する施設

高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活に必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する施設です。

有料老人ホームは、民間の事業活動として運営されるため、施設の設置主体に規定はありませんが、設置者は都道府県知事への事前届出義務があります。サービスの内容や運営についてはガイドラインが示されており、これに基づいて都道府県が指導します。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおける入居者の日常生活を支えるサービス

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

○有料老人ホーム一覧

施設名	所在地	TEL	FAX	類型	定員	左のうち 特定施設 入居者生 活介護分	事業所番 号(特定施 設入居者生 活介護)
福祉の杜	山岸町い 26-2	22-0008	23-0008	住宅 型	37	—	—
わじま悠悠	気勝平町 52-78	23-1211	22-9975	住宅 型	18	—	—

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造などを有し、安否確認や生活支援サービスを受けながら高齢者が生活する住まい

2011(平成23)年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正により創設された登録制度に、登録されている住宅です。一定の面積、設備とバリアフリー構造等を有する高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームであって、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供します。

上記の法律に基づき、厚生労働省と国土交通省が共同で所管しています。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどにおける入居者の日常生活を支えるサービス

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

○サービス付き高齢者向け住宅一覧

住宅名	所在地	TEL	FAX	戸数	左のうち 特定施設 入居者生 活介護分	事業所番 号(特定施 設入居者生 活介護)
新橋邸	新橋通七字 73-1	22-8002	-	6	-	-

社会福祉法人 輪島市福祉会

〒929-2378

輪島市三井町小泉上野2番地

電話 0768-26-1661

FAX 0768-26-1751

